

5 財産の活用

(1) 財産の活用とは

財産の活用は、以下の3つの形態が考えられます。

ア 県有財産の有効活用（貸付、譲渡、アイデア募集等）

公益的な事業が円滑に推進され、県民がサービスを享受しやすくなるとともに、歳入の確保、歳出の削減を図るため、県有財産、とりわけ遊休財産の一層の効率的利活用を推進するものです。

「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、県有財産の有効活用として「新たな貸付制度の導入」や「市町村等との共同による遊休施設を活用する仕組みの構築」を行うこととしています。

イ 県有施設の使用方法の改善

県民サービスの向上を図る観点から、利用率の低い施設の会議室等の有効活用を図るため、短時間・短期間の使用許可等を行うものです。

「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、県有財産の有効活用として「行政財産の使用許可・使用料の見直し」を行うこととしています。

ウ 遊休物品の再活用

NPOに対して、県の不用物品の情報提供・無償譲渡を行うものです。

(2) 効果

- 県有施設の利活用や高校再編に伴う後利用の検討に、県民やNPO等の公共的団体等のアイデアを募集することで、幅広い利活用を検討できます。
- 県の歳入の確保、歳出の削減を図ることができます。
- 県有施設を利活用した県民サービスの向上が図れます。
- 公共的活動を行うNPO等の活動支援が図られます。

(3) フロー

【キーワード】

① 協働方法「財産の活用」の選択

ア 県有財産の有効活用

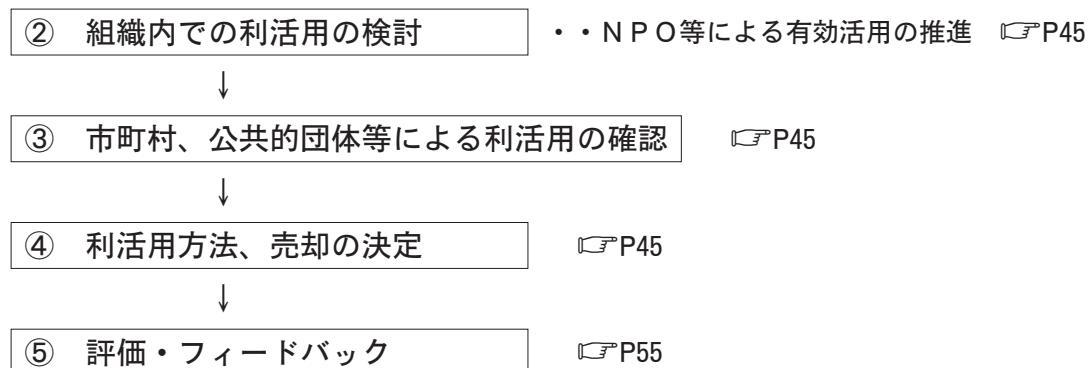
（貸付、譲渡、アイデア募集等）

イ 県有施設の使用方法の改善

ウ 遊休物品の再活用

・・長野県ファシリティマネジメント基本方針に
則ったNPO等との連携 □P44





(4) 手順ごとの留意点

① 協働方法「財産の活用」の選択

- 「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に則りながら、NPO等との連携・協働を進めましょう。

「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、県有財産の有効活用の具体的な方策として、以下のこと取り組むこととしています。

ア 新たな貸付制度の導入

(ア) 行政財産の貸付け

県の組織改正等により生じた余裕スペースの有効活用として、NPOや民間企業等に貸し付ける制度を導入する。

また、歳入確保等の観点から、庁舎のホール壁面、エレベーター内壁面、庁舎屋根等の貸付制度を新たに設ける。

(イ) 普通財産の貸付け

売却が進まない未利用県有地・県有施設及び利便性等の観点から新たに行政ニーズが生じた際に対応するために留保する現在未利用の財産は、有効活用の観点から、NPOや民間企業等への短期及び中長期の貸付制度の導入を検討する。

1 遊休施設を活用する仕組みの構築

県の各種施策の実現を図るために、県だけでなく市町村等の遊休施設の情報を共有し、市町村等と共同で有効に活用する仕組みを構築する。

ウ 行政財産の使用許可・使用料の見直し

庁舎等の各種団体に対する使用許可について、公益法人制度改革等の状況も踏まえ、受益者負担適正化の観点から、改めて使用許可、使用料について見直しを行う。

また、県民サービスの向上を図る観点から、利用率の低い施設の会議室等の有効活用を図るために、短時間・短期間の使用許可など制度の見直しを行う。

工～才 (略)

力 高校再編に伴う後利用の検討

再編計画に基づき統合される高等学校の校地・校舎について、再編時期を考慮し、県民や市町村、NPO等の公共的団体等の意向に配慮しながら、部局横断的に県の施策に応じた転用等を検討する。

県、市町村、公共的団体での利活用がない場合は、利活用アイデアの募集、施設の特性を生かした私立学校や各種学校等教育施設の公募を行う等、幅広く利活用を検討する。

- 「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に定める「財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス」に沿って、手順を進めましょう。

② 組織内での利活用の検討

- 行政は多様な施設を保有しているので、公共的活動を行うNPO等による活用を推進しましょう。
- 県のほか市町村が抱えている未利用地や遊休施設についても、NPO等による活用を推進しましょう。（県及び市町村の未利用地等の情報は、財産活用課のホームページと市町村行政ネットワークに掲載されています。）
- 利用率の低い施設の会議室等の有効活用の観点から、NPO等に会議室の利用希望がある場合には、短時間・短期間の使用許可を検討しましょう。
ただし、受益者負担適正化の観点から、安い使用料の減免は避けましょう。
- 遊休物品の再活用に関しては、県民協働・NPO課で実施している「NPO活動サポート事業」を活用しましょう。

NPO活動サポート事業は、県の機関で使わなくなったもので、NPOに提供が可能な物品を、県内の一定の要件を満たしたNPOに提供し、行政と協働で公益的課題を担っていく事業です。物品は社会貢献活動の実施のために活用することを原則としています。

③ 市町村、公共的団体等による利活用の確認

- 市町村や公共的団体に対して、未利用地や遊休施設の情報を提供し、利活用の希望を募りましょう。

④ 利活用方法、売却の決定

- 未利用地等の利活用方法や売却は、ファシリティマネジメント推進会議・プロジェクトチームで協議のうえ進めていきます。
 - ファシリティマネジメント推進会議（FM推進会議）
基本方針の決定、見直し及び施設集約化・転用計画、大規模改修や改築等の

実施時期に関する調整計画などの基本的な計画について協議する。

また、財産の取得・処分、施設の新築・改築の個別案件のうち、重要なものについて協議する。

この他、基本的な各取組の進捗管理、インフラ財産の取組状況の確認を行う。

【重要な案件】

- ① 財産の取得又は処分（「予定価格 3 千万円以上の不動産又は 1 件 5 千m²以上の土地」の買入れ、交換又は売払い、貸付け）
 - ② 施設の新築・改築に関する構想（総事業費が 5 億円以上のもの）
 - ③ その他、FM推進会議の長が必要と考えるもの
 - プロジェクトチーム（PT）
全庁的な課題の検討、重要な案件以外の軽易な案件についての協議・決定及び FM推進会議へ諮る案件についての調整等を行う。
- 利活用がない場合は、民間等への売却や貸付けを行うことになります。

協働を促進するために

【運用のポイント】 ▶P44

- NPO等の利活用アイデアを活用
NPO等のアイデアを活用することにより、ファシリティマネジメントが促進されます。